



ソニー損保 アニュアルレポート
2000

資料編

oneonone
ソニー損害保険株式会社

ソニー損保 アニュアルレポート 2000 / 資料編 <目次>

1.会社の概要	(3)損益の明細
(1)株主・株式の状況	有価証券売却損益及び評価損 17
株式分布状況および大株主 2	不動産動産等処分損益 17
資本金の推移、および最近の新株の発行 2	事業費(含む損害調査費) 18
(2)役員一覧 2	
(3)従業員の状況 3	
(4)社外・社内の監査・検査体制 3	
2.会社の運営	(4)リスク管理債権
リスク管理・コンプライアンス(法令遵守)体制 4	破綻先債権 18
3.事業の概況	延滞債権 18
(1)1999年度の営業概況 5	3ヶ月以上延滞債権 18
(2)主要な経営指標等の推移 6	貸付条件緩和債権 18
(3)主要な業務の状況と保険契約に関する指標	
正味収入保険料 6	(5)債務者区分に基づいて区分された債権 18
元受正味保険料(含む積立保険料) 7	
解約返戻金 7	
正味支払保険金・損害率 7	
事業費率 7	
保険引受利益 8	
契約者配当金の額 8	
(4)資産の運用	(6)時価情報等
運用資産の概況 8	有価証券 18
利息及び配当金収入・資産運用利回り 8	金銭の信託 19
海外投融資残高及び構成比、利回り 9	金融先物取引等 19
(5)ソルベンシー・マージン比率 9	保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 19
4.経理の状況	先物外国為替取引 19
(1)計算書類	証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引 または外国市場証券先物取引 19
貸借対照表 10	証券取引法に規定する有価証券先物取引、外国有価証 券市場における有価証券先物取引と類似の取引 19
損益計算書 12	
キャッシュ・フロー計算書 13	(7)連結財務諸表 19
貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移 14	
損失処理の状況 15	
従業員一人当たり総資産 15	
(2)資産・負債の明細	5.主要な業務
現金及び預貯金 15	(1)取扱商品
商品有価証券 15	商品の特長 20
保有有価証券 15	充実した補償内容 20
保有有価証券利回り 15	(2)各種サービス
有価証券残存期間別残高 16	one on one事故解決プログラム(事故対応サービス) 21
業種別保有株式の額 16	one on oneクラブ 22
貸付金担保別残高 16	(3)保険のしくみ
貸付金残存期間別残高 16	損害保険のしくみ 23
使途別貸付金残高及び構成比 16	損害保険契約の性格 23
業種別貸付金残高及び構成比 16	再保険について 23
規模別貸付金残高及び構成比 16	(4)約款について
不動産及び動産 16	保険約款とは 23
保険契約準備金 16	ご契約時の留意点 23
引当金 17	約款に関する情報提供方法 23
貸付金償却の額 17	(5)保険料について
資本金 17	保険料の支払い・返還 23
資本剰余金 17	保険料率 24
利益準備金及び任意積立金 17	(6)契約者配当について 24
	(7)保険金の支払い
	保険金をお支払いするまでの流れ 24
	保険金支払いに関する制度 24
	保険金支払い後の補償内容について 24
	(8)契約締結のしくみ
	保険の募集について 25
	保険にご加入いただくために 25
	クーリングオフ制度について 25
	6.損害保険用語の解説 26

この冊子は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
当社の会社概要等につきましては、本編をご覧ください。

1 会社の概要

(1) 株主・株式の状況

株式分布状況および大株主

当社の株主は、「ソニー株式会社」1社のみです。

(2000年3月31日現在)

株主名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
ソニー株式会社	品川区北品川6-7-35	10万株	100%

資本金の推移、および最近の新株の発行

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本金
1998年6月10日	9,600	9,600		480,000,000
1999年4月3日	400	10,000	20,000,000	500,000,000
1999年7月24日	20,000	30,000	1,000,000,000	1,500,000,000
1999年8月20日	70,000	100,000	3,500,000,000	5,000,000,000

(2) 役員一覧

(2000年7月11日現在)

役職	氏名	担当、委嘱および兼職の状況
代表取締役社長	やまもと 山本 真一	
代表取締役副社長	なかじま 中島 薫	検査部、システム企画部 担当
取締役	いは 伊庭 保	ソニー株式会社 取締役副会長
取締役	おき 沖 雅博	ソニー生命保険株式会社 取締役執行役員副社長
取締役	おくだ 於久田 太郎	ソニー株式会社 理事兼金融・保険事業企画部統括部長
常勤監査役	ふじかた 藤方 弘道	ソニー生命保険株式会社 監査役
監査役	かわしま 川島 正孝	ソニー株式会社 国際会計部統括部長
監査役	ながさか 長坂 武見	ソニー株式会社 国際会計部連結管理課統括課長
執行役員	ふじやま 藤山 勇朗	人事総務部、経理財務部 担当
執行役員	あおき 青木 隆	経営企画部、商品企画部、プロジェクト推進部、お客様相談室 担当 プロジェクト推進部長
執行役員	ふくや 福谷 仁良	ダイレクトマーケティング部、ビジネス推進部 担当 ビジネス推進部長
執行役員	こだま 児玉 雅弘	損害サービス部 担当 損害サービス部長

(3)従業員の状況

(2000年3月31日現在)

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合計	164名	32.7歳	0.8年	459千円
男子	92名	36.0歳	0.9年	603千円
女子	72名	28.5歳	0.7年	285千円

(注) 1. 平均給与月額は時間外手当ほか諸手当を含みますが、賞与は含まれてありません。

2. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

(4)社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより金融庁の検査ならびに大蔵省財務局の検査を受けることとなっております。

社外の監査としては、このほか、商法特例法に基づく中央青山監査法人の会計監査があります。また、社内の監査・検査としては、監査役が行う商法上の監査と、検査部による社内検査があります。

リスク管理・コンプライアンス（法令遵守）体制

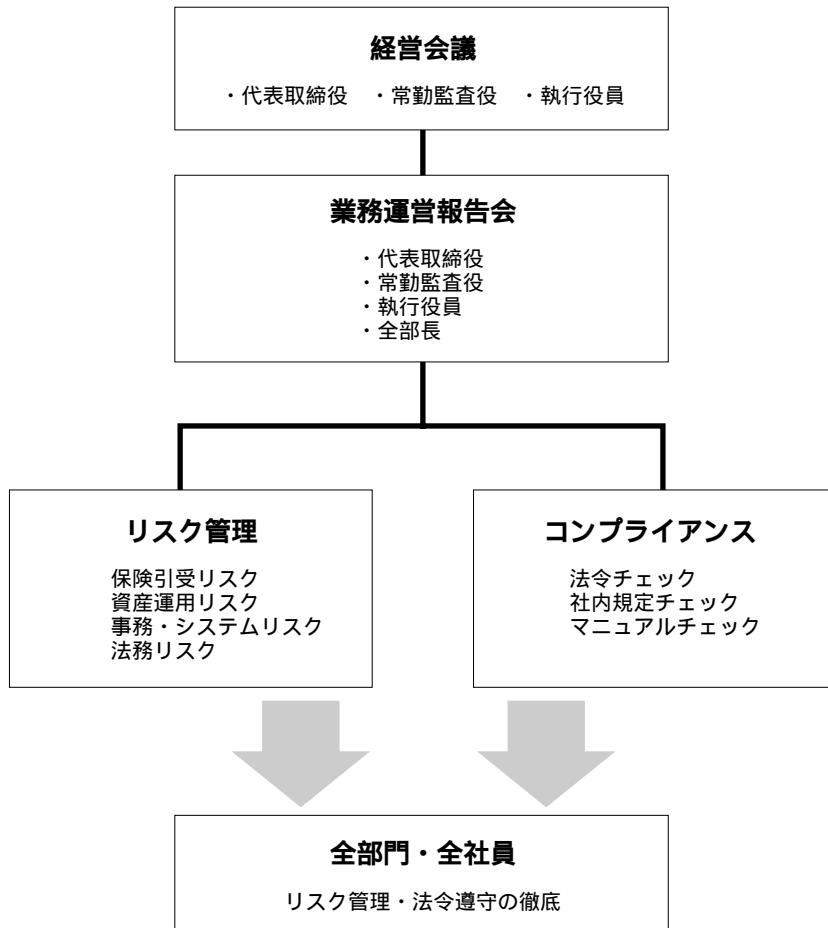
金融の自由化や規制緩和の進展などにより、損害保険会社を取り巻く環境は急速に変化しております。損害保険会社に関わるリスクとしては、巨大災害などにより引き起こされる「保険引受リスク」をはじめ、資産運用に関わる「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」、業務運営に関わる「事務リスク」、コンピュータのシステムダウンなどにより発生する「システムリスク」、訴訟などの「法務リスク」などがありますが、社会・経済の発展に伴いリスクも多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性が年々高まっております。

このような経営環境の中、当社ではリスク管理を経営の重要課題として位置付け、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化した時の対策など、リスク管理の強化に取り組んでおります。

また、コンプライアンス（法令遵守）に関してもリスク管理と同様にその重要性を認識し、経営の重要課題の一つとして実効性のある体制構築に取り組んでおります。

具体的には、毎週1回、代表取締役、常勤監査役および執行役員の経営陣と全部長をメンバーとした業務運営状況の報告会を実施し、各種業務課題を審議する中で、そこに内在しうるリスクの早期発見や将来想定されるリスクに関する予防策・対応策ならびにコンプライアンス上の問題点の有無などについて、社内の全部門による相互連携・相互牽制の観点から審議し、全社的リスクの網羅的・包括的な管理とコンプライアンスの推進に努めています。

当社は、お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点に置くことを経営理念に掲げ、健全かつ公正な経営を推進するため、リスク管理体制・コンプライアンス体制の強化・推進に向けて取り組んでまいります。



(1) 1999年度の営業概況

【営業の経過】

金融業界が本格的な自由化・規制緩和に向けて始動する中、当社は新たに損害保険事業に参入すべく1998年6月に準備会社を設立し開業準備を進めてまいりました。この結果、1999年9月16日に金融再生委員会から損害保険業免許を取得し、ソニー損害保険株式会社として事業を開始するに至りました。

開業にあたっては「ダイレクト保険会社」というビジネスモデルをベースに、当社がお客様ひとりひとりとダイレクトにつながりそしてお世話をしてさしあげるという考え方を「one on one」という言葉で表し、独自の自動車保険商品を市場に投入いたしました。

この自動車保険はリスク細分型を特徴とし、人身傷害補償を標準パッケージしたプランから、補償内容を自由に組み合わせるプランまで、お客様のニーズにきめ細かく対応したものです。

契約の申込受付は、電話およびウェブサイトの2つの方法で行いました。特に、ウェブサイトではコンサルティング機能による補償内容の解説や、自動車保険では業界初のウェブサイト上で申込みまで完了する「one step 申込み(申込書不要)」サービスを開発し、申込みや保険料支払いに対するお客様の利便性および契約締結の迅速性の向上を図りました。このほかにも保険証券発行の迅速化、保険金支払決定後の翌日支払など、お客様サイドに立ったサービス提供に力を入れております。

また、当社の自動車保険に加入されたご契約者全員が会員となる「one on oneクラブ」では、事故だけでなく故障も含めたロードサービスなど、カーライフをトータルにサポートするサービスを提供しております。

さらに、損害保険会社にとって重要な事故対応サービスについては、24時間365日の事故受付、1事故1担当者制、24時間以内の対応結果報告などを実施しており、2000年1月からは首都圏で土日祝日の示談交渉サービスを開始し、サービス内容の一層の充実を図っております。

西暦2000年問題については、経営全般に関わる最重要の課題の一つとして認識し、全社的な取り組みを進めてまいりました。具体的には、1999年8月に代表取締役社長山本真一を対策委員長とする「西暦2000年問題対策委員会」(事務局:経営企画部)を設置して取り組みました。その結果、特に要注意日とされた年末年始、年始営業開始日、閏日および年度末の各日において、西暦2000年問題に起因する障害は発生せず、通常通りのサービスをお客様にご提供いたしました。

【営業の成果】

以上のような取り組みによる損益状況については、保険引受収益1,308百万円、資産運用収益7百万円を合計した経常収益は1,316百万円となりました。

一方、保険引受費用1,709百万円、営業費および一般管理費5,507百万円に、保険業法第113条第1項の規定に基づく繰延額2,802百万円および当年度償却額332百万円を計上した経常費用は4,746百万円となり、経常損失は3,430百万円となりました。これに特別損失ならびに法人税および住民税を含めた当期損失は3,457百万円となりました。

保険引受の概況については、正味収入保険料は1,308百万円となりました。一方、保険引受の概況のうち、正味支払保険金は97百万円となり、損害調査費357百万円を加えて算出した正味損害率は34.7%となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費については5,502百万円となった結果、正味事業費率は420.4%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額等を加減した保険引受損失は5,902百万円となりました。

【資金調達および資産運用の状況】

保険事業開始にあたり安定的資金を確保するため、1999年7月に20億円、1999年8月に70億円の合わせて90億円の新株発行による資金調達を行い、資本金および資本準備金は各50億円になりました。

また、当期末総資産9,140百万円のうち運用資産5,409百万円は、主に預貯金3,033百万円、有価証券2,285百万円に運用し、資産運用収益7百万円を計上しました。

(注) 本資料編(以下の諸表を含む)における各係数の表示および計算については、保険料等の金額および株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。

(2) 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

区分	年 度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度 ^{(注)1}	1999年度
正味収入保険料 (対前期増減率)						1,308
保険引受利益 (対前期増減率)						5,902
経常収益 (対前期増減率)					2	1,316 47,773.1%
経常損失 (対前期増減率)					3	3,430
当期損失 (対前期増減率)					4	3,457
正味損害率						34.7%
正味事業費率						420.4%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)						7
運用資産利回り						0.16%
有価証券残高						2,285
貸付金残高						
責任準備金残高						1,143
資本金 (発行済株式総数)					480 9,600株	5,000 100,000株
純資産額					955	6,537
総資産額					1,109	9,140
自己資本比率					86.1%	71.5%
配当性向						12,717.0%
ソルベンシー・マージン比率						
従業員数					40名	164名

(注)1. 1998年度はソニーインシュアラントプランニング株式会社(以下本資料編において準備会社と表記)の数値です。

2. 保険引受利益、正味損害率、正味事業費率、ソルベンシー・マージン比率については、次頁以降の当該項目の注を参照願います。

(3) 主要な業務の状況と保険契約に関する指標

正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種目	年 度	1997年度			1998年度			1999年度		
		金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災										
海上										
傷害										
自動車										
自動車損害賠償責任										
その他の										
合計								1,308	100.0	

(注) 正味収入保険料：元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位:百万円、%)

種目	年 度	1997年度			1998年度			1999年度		
		金額	構成比	增收率	金額	構成比	增收率	金額	構成比	增收率
火災	1997年度									
海	1997年度									
傷	1997年度									
自動車	1997年度									
自動車損害賠償責任	1997年度									
その他の	1997年度									
合計	1997年度							1,312	100.0	
従業員一人当たり	1998年度									
元受正味保険料	1998年度							8		
(含む積立保険料)	1998年度									
合計	1998年度							1,312	100.0	
従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)	1999年度									

(注)1. 元受正味保険料(含む積立保険料) : 元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものです。(積立型保険の積立保険料部分を含みます)

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) : 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数

解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年 度	1997年度			1998年度			1999年度		
		金額	構成比	增收率	金額	構成比	增收率	金額	構成比	增收率
火災	1997年度									
海	1997年度									
傷	1997年度									
自動車	1997年度									
自動車損害賠償責任	1997年度									
その他の	1997年度									
合計	1997年度									
従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)	1998年度							3		
合計	1998年度							3		

(注)解約返戻金は、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額です。

正味支払保険金・損害率

(単位:百万円、%)

種目	年 度	1997年度			1998年度			1999年度		
		金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	1997年度									
海	1997年度									
傷	1997年度									
自動車	1997年度									
自動車損害賠償責任	1997年度									
その他の	1997年度									
合計	1997年度							97	100.0	34.7
従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)	1998年度							97	100.0	34.7
合計	1998年度							97	100.0	34.7

(注)1. 正味支払保険金 : 元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

事業費率

(単位:百万円、%)

区分	年 度	1997年度			1998年度			1999年度		
		金額	構成比	正味事業費率	金額	構成比	正味事業費率	金額	構成比	正味事業費率
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費) (諸手数料及び集金費)	1997年度									
正味事業費率	1997年度									
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費) (諸手数料及び集金費)	1998年度									
正味事業費率	1998年度									
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費) (諸手数料及び集金費)	1999年度									
正味事業費率	1999年度									

(注)正味事業費率 = 保険引受に係る事業費 ÷ 正味収入保険料

保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	1997年度	1998年度	1999年度
保険引受収益				1,308
保険引受費用				1,709
営業費及び一般管理費				5,502
その他の収支				
保険引受利益				5,902

(注) 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち、保険引受に係る金額です。

[保険種目別保険引受利益]

(単位：百万円)

種目	年度	1997年度	1998年度	1999年度
火災				
海上				
傷害				
自動車				5,902
自動車損害賠償責任				
その他				
合計				5,902

契約者配当金の額

該当ありません。

(4) 資産の運用

運用資産の概況

(単位：百万円、 %)

区分	年度	1997年度末		1998年度末(注)		1999年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金				453	40.9	3,033	33.2
コール口座							
買入金銭債権							
金銭の信託							
有価証券						2,285	25.0
貸付金							
土地・建物				27	2.5	90	1.0
運用資産	計			480	43.3	5,409	59.2
総資産				1,109	100.0	9,140	100.0

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

利息及び配当金収入・資産運用利回り

(単位：百万円、 %)

区分	年度	1997年度		1998年度		1999年度	
		金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金						3	0.10
コール口座							
買入金銭債権							
金銭の信託							
有価証券						3	0.54
貸付金							
土地・建物							
小計						7	0.16
その他							
合計						7	0.13

(注) 利回りは収入金額を月平均運用額で除して算出しております。

海外投融資残高及び構成比、利回り

(単位：百万円、%)

区分	年 度	1997年度		1998年度		1999年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外 貨 建	外 国 公 社 債						
	外 国 株 式						
	そ の 他						
	計						
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付					287	100.0
	外 国 公 社 債					287	100.0
	そ の 他					287	100.0
	計					287	100.0
	合 計					287	100.0
	外 国 投 融 資 利 回 り					1.37	

(5)ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

	1999年度3月末	2000年度3月末
(A) ソルベンシー・マージン総額		3,589
(B) リスクの合計額		56
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100		12,717.0

(注)上記の数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条、1996年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

【ソルベンシー・マージン比率とは】

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

「通常の予測を超える危険」

保険引受け上の危険⁽¹⁾、予定利率上の危険⁽²⁾、資産運用上の危険⁽³⁾、経営管理上の危険⁽⁴⁾の総額

- 1 保険引受け上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険、及び通常の予測を超える巨大災害（関東大震災等）により発生し得る危険
- 2 予定利率上の危険：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- 3 資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- 4 経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 1～3以外のもの

「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」

損害保険会社の資本・基金、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金・社員配当準備金等）、有価証券・土地の含み益の一部等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

4 経理の状況

(1) 計算書類

貸借対照表

<資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度		1998年度 ^{(注)1} (1999年3月31日現在)		1999年度 (2000年3月31日現在)		比較増減()
	金 額	構成比	金 額	構成比			
(資 産 の 部)							
現 金 及 び 預 貯 金	453	40.9%	3,033	33.2%		2,579	
現 金	0	0.0%				0	
預 貯 金	453	40.9%	3,033	33.2%		2,579	
コ ー ル ポ ー ン							
買 入 金 錢 債 権							
金 錢 の 信 託							
有 価 証 券							
地 方 債			2,285	25.0%		2,285	
外 国 証 券			998	10.9%		998	
そ の 他 の 証 券			287	3.1%		287	
貸 付 金			1,000	10.9%		1,000	
不 動 産 及 び 動 産	30	2.8%	97	1.1%		66	
建 物	27	2.5%	90	1.0%		63	
動 産	3	0.3%	6	0.1%		3	
そ の 他 資 産	625	56.3%	3,724	40.7%		3,099	
未 収 保 険 料			277	3.0%		277	
未 収 金			100	1.1%		100	
未 収 収 益			2	0.0%		2	
預 託 金	52	4.7%	10	0.1%		41	
仮 払 金	13	1.2%	62	0.7%		48	
ソ フ ト ウ エ ア	31	2.9%	250	2.7%		218	
保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産	521 ^{(注)2}	47.0%	2,991	32.7%		2,470	
そ の 他 の 資 産	6	0.5%	28	0.3%		22	
貸 倒 引 当 金			0	0.0%		0	
繰 延 税 金 資 産							
資 産 の 部 合 計	1,109	100.0%	9,140	100.0%		8,030	

<負債及び資本の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度		1998年度(注)1 (1999年3月31日現在)		1999年度 (2000年3月31日現在)		比較増減()
	金額	構成比	金額	構成比			
(負 債 の 部)							
保 険 契 約 準 備 金			1,254	13.7%	1,254		
支 払 備 金			110	1.2%	110		
責 任 準 備 金			1,143	12.5%	1,143		
そ の 他 負 債	67	6.1%	1,188	13.0%	1,121		
再 保 険 借			1	0.0%	1		
未 払 法 人 税 等	0	0.0%	11	0.1%	10		
預 り 金	1	0.2%	4	0.0%	2		
未 払 金	65	5.9%	1,142	12.5%	1,077		
仮 受 金			28	0.3%	28		
退 職 給 与 引 当 金							
賞 与 引 当 金	86	7.8%	158	1.7%	71		
価 格 変 動 準 備 金			0	0.0%	0		
縹 延 税 金 負 債							
負 債 の 部 合 計	153	13.9%	2,602	28.5%	2,448		
(資 本 の 部)							
資 本 金	480	43.3%	5,000	54.7%	4,520		
法 定 準 備 金	480	43.3%	5,000	54.7%	4,520		
資 本 準 備 金	480	43.3%	5,000	54.7%	4,520		
欠 損 金	4	0.4%	3,462	37.9%	3,457		
当 期 未 処 理 損 失	4	0.4%	3,462	37.9%	3,457		
当 期 損 失	4	0.4%	3,457	37.8%	3,453		
資 本 の 部 合 計	955	86.1%	6,537	71.5%	5,582		
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	1,109	100.0%	9,140	100.0%	8,030		

(注) 1. 1998年度は準備会社の数値です。

2. 1998年度の保険業法第113条縹延資産の欄に記載した金額(521百万円)は、商法第286条及び第286条の2の規定による縹延資産です。

【貸借対照表の注記(1999年度)】

1. 取引所の相場のある有価証券の評価は低価法により行っています。
2. 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っています。
3. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建て取引等会計処理基準に準拠して行っています。
4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額ならびに個別に見積もった回収不能額と税法限度額のいずれか大きい額を計上しております。
5. 従業員の賞与支給にあてるため、翌年度に支給することが確実に見込まれる賞与額のうち、当年度帰属分を引当計上しております。
6. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
7. 消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
8. 保険業法第113条縹延資産への繰入額及び償却額の計算は定款の規定に基づいております。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
11. 不動産及び動産の減価償却累計額は14百万円であります。
12. 1株当たりの当期損失は、48,250円50銭であります。
13. 支配株主に対する金銭債権はありません。金銭債務の総額は10百万円であります。
14. 貸借対照表上に計上した動産のほか、事務機器、電子計算機等の重要な動産の一部については、リース契約により使用しているものがあります。
15. 担保に供している資産は、郵便局後納料金のために預託しております、現預金360千円であります。
16. 当年度から税効果会計を適用しておりますが、将来減算一時差異に係る縹延税金資産に対し、評価性引当額の計上を行ったことにより縹延税金資産の計上は行っておりません。その結果、従来と同一基準による場合と比べ当期損失及び当期末処理損失におよぼす影響はありません。
17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度		1998年度 ^{(注)1} 1999年6月10日から 1999年3月31日まで		1999年度 ^{(注)1} 1999年4月1日から 2000年3月31日まで		比較増減()
	金額	百分比	金額	百分比			
経常損益の部	経 常 収 益	2	100.0%	1,316	100.0%		1,314
	保 険 引 受 収 益			1,308	99.4%		1,308
	正味収入保険料			1,308	99.4%		1,308
	資 産 運 用 収 益			7	0.6%		7
	利 息 及 び 配 当 金 収 入			7	0.6%		7
	有 価 証 券 売 却 益			0	0.0%		0
	そ の 他 経 常 収 益	2	100.0%	0	0.0%		2
	経 常 費 用	6	236.9%	4,746	360.5%		4,740
	保 険 引 受 費 用			1,709	129.8%		1,709
	正味支払保険金			97	7.4%		97
特別損益の部	損 害 調 査 費			357	27.1%		357
	支 払 備 金 繰 入 額			110	8.4%		110
	責 任 準 備 金 繰 入 額			1,143	86.9%		1,143
	資 産 運 用 費 用			0	0.0%		0
	有 価 証 券 売 却 損			0	0.0%		0
	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	527	19183.5%	5,507	418.3%		4,979
	そ の 他 経 常 費 用			332	25.3%		332
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額			0	0.0%		0
	保 険 業 法 第 113 条 繰 延 資 産 儲 却 費			332	25.2%		332
	そ の 他 の 経 常 費 用			0	0.0%		0
税引前当期損失	保 険 業 法 第 113 条 繰 延 額	521 ^{(注)2}	18946.6%	2,802	212.8%		2,281
	経 常 損 失	3	136.9%	3,430	260.5%		3,426
	特 别 損 失			23	1.8%		23
	不 動 産 動 産 処 分 損			22	1.7%		22
	価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額			0	0.0%		0
	税 引 前 当 期 損 失	3	136.9%	3,453	262.3%		3,449
	法 人 税 及 び 住 民 税	0	16.1%	4	0.3%		3
	当 期 損 失	4	153.0%	3,457	262.6%		3,453
	前 期 繰 越 損 失			4	0.3%		4
	当 期 未 処 理 損 失	4	153.0%	3,462	262.9%		3,457

(注)1. 1998年度は準備会社の数値です。

2. 1998年度の保険業法第113条繰延額の欄に記載した金額（521百万円）は、商法第286条及び第286条の2の規定による繰延額です。

【損益計算書の注記（1999年度）】

1.(1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	1,312百万円
支払再保険料	3百万円

差 引 1,308百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	97百万円
-------	-------

差 引 97百万円

(3) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	3百万円
有価証券利息・配当金	3百万円
その他利息・配当金	0百万円

7百万円

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	1999年度 (1999年4月1日から 2000年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 利 益 (剰 余)		3,453
減 価 償 却 費		45
支 払 備 金 の 増 加 額		110
責 任 準 備 金 の 増 加 額		1,143
貸 倒 引 当 金 の 増 加 額		0
そ の 他 引 当 金 の 増 加 額		71
価 格 变 動 準 備 金 の 増 加 額		0
利 息 及 び 配 当 金 収 入		7
有 価 証 券 関 係 損 益		0
不 動 産 動 産 関 係 損 益		22
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額		3,129
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増加額		1,121
小 計		4,076
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額		5
法 人 税 等 の 支 払 額		0
営 業 活 动 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー		4,071
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出		1,285
有 価 証 券 の 売 却 、 償 還 に よ る 支 出		0
不 動 産 及 び 動 産 の 取 得 に よ る 支 出		104
投 資 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー		1,389
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株 式 の 発 行 に よ る 収 入 (基 金 の 募 集 に よ る 収 入)		9,040
財 务 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー		9,040
現 金 及 び 現 金 同 等 物 に 係 る 換 算 差 額		
現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 增 加 額		3,580
現 金 及 び 現 金 同 等 物 期 首 残 高		453
現 金 及 び 現 金 同 等 物 期 末 残 高		4,033

(注)1. キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物等）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んであります。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科 目		1997年度末	1998年度末 ^{(注)1}	1999年度末
資 産 の 部	現 金 及 び 預 貯 金		453	3,033
	有 價 証 券			2,285
	貸 付 金		30	97
	不 動 産 及 び 動 産		625	3,724
	そ の 他 資 産		1,109	9,140
資 産 の 部 合 計				
負 債 及 び 資 本 の 部	保 険 契 約 準 備 金			1,254
	そ の 他 負 債		67	1,188
	賞 与 引 当 金		86	158
	価 格 变 動 準 備 金			0
	負 債 の 部 合 計		153	2,602
資 本 の 部	資 本 金		480	5,000
	法 定 準 備 金		480	5,000
	欠 損 金		4	3,462
	(当 期 損 失)		4	3,457
	資 本 の 部 合 計		955	6,537
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計			1,109	9,140

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科 目		1997年度	1998年度 ^{(注)1}	1999年度
経 常 収 益			2	1,316
保 険 引 受 収 益				1,308
(うち正味収入保険料)				1,308
(うち収入積立保険料)				
資 産 運 用 収 益				7
(うち利息及び配当金収入)				7
(うち有価証券売却益)				0
そ の 他 経 常 収 益		2		0
経 常 費 用			6	4,746
保 険 引 受 費 用				1,709
(うち正味支払保険金)				97
(うち損害調査費)				357
(うち諸手数料及び集金費)				
(うち支払備金繰入額)				110
(うち責任準備金繰入額)				1,143
資 産 運 用 費 用				0
(うち有価証券売却損)				0
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費			527	5,507
そ の 他 経 常 費 用				332
(うち保険業法第113条繰延資産償却費)				332
保険業法第113条繰延額		521 ^{(注)2}		2,802
経 常 損 失		3		3,430
特 別 損 失				23
税引前当期損失		3		3,453
法人税及び住民税		0		4
当 期 損 失		4		3,457
前 期 繰 越 損 失				4
当 期 未 処 理 損 失		4		3,462

(注)1. 1998年度は準備会社の数値です。

2. 1998年度の保険業法第113条繰延額の欄に記載した金額(521百万円)は、商法第286条及び第286条の2の規定による繰延額です。

損失処理の状況

(単位：百万円)

科 目	年 度		
	1997年度	1998年度(注)	1999年度
当 期 末 处 理 損 失		4	3,462
次 期 繰 越 損 失		4	3,462
利 す る 益 諸 指 関 標	1 株 当 た り 配 当 金 1 株 当 た り 当 期 損 失 配 当 性 向	438円33銭	48,250円50銭

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

従業員一人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	年 度		
	1997年度末	1998年度末(注)	1999年度末
従業員一人当たり総資産		27	55

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

(2) 資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度		
	1997年度末	1998年度末(注)	1999年度末
現 金		0	
預 貯 金		453	3,033
(郵便振替・郵便貯金)			
(当座預金)		1	69
(普通預金)		0	863
(通知預金)			
(定期預金)		(親会社預け金) 451	2,100
合 計		453	3,033

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

商品有価証券

該当ありません。

保有有価証券

(単位：百万円、%)

区 分	年 度		1997年度末		1998年度末		1999年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債								
地 方 債								
社 会 債								
株 式								
外 国 証 券							287	12.6
そ の 他 の 証 券							1,000	43.8
貸 付 有 価 証 券								
合 計							2,285	100.0

保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	年 度		
	1997年度	1998年度	1999年度
公 社 債			1.33
株 式			
外 国 証 券			1.37
そ の 他 の 証 券			0.18
合 計			0.54

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	年 度	1999年度末					
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)
国 地 方	債 債					998	
社 株 式	債 債					98	188
外 国 証 券	債 債					287	
貸 付 有 価 証 券	債 債	1,000					
そ の 他 の 証 券	債 債						1,000
合 計	合 計	1,000				1,096	188
							2,285

業種別保有株式の額

該当ありません。

使途別貸付金残高及び構成比

該当ありません。

貸付金担保別残高

該当ありません。

業種別貸付金残高及び構成比

該当ありません。

貸付金残存期間別残高

該当ありません。

規模別貸付金残高及び構成比

該当ありません。

不動産及び動産

(単位：百万円)

区分	年 度	1997年度末	1998年度末(注)	1999年度末
不 動 产			27	90
营 業 用			27	90
賃 貸 用				
动 产			3	6
合 计			30	97

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

保険契約準備金

[支払備金]

(単位：百万円)

種 目	年 度	1997年度末	1998年度末	1999年度末
火 災				
海 上				
傷 害				
自 動 車				110
自動車損害賠償責任				
そ の 他				
合 計				110

[責任準備金]

(単位：百万円)

種 目	年 度	1997年度末	1998年度末	1999年度末
火 災				
海 上				
傷 害				
自 動 車				1,143
自動車損害賠償責任				
そ の 他				
合 計				1,143

引当金

(単位：百万円)

区分	1998年度末(注) 残高	1999年度 増加額	1999年度減少額		1999年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
特定海外債権引当勘定					
退職給与引当金					
賞与引当金	86	158	86		158
価格変動準備金		0			0
合計	86	159	86		159

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金

(単位：百万円)

	種類	発行数	資本組入額の総額	上場取引所	摘要
額面株式	普通	100,000株	50億円		1株の券面額 5万円 券面総額 50億円
資本の額			50億円		
資本組入額			摘要		
計					

資本剰余金

(単位：百万円)

区分	1998年度末(注) 残高	1998年度 欠損填补による処分額	1999年度 増加額	1999年度 減少額	1999年度末 残高
資本準備金(株式払込剰余金)	480		4,520		5,000

(注) 1998年度は準備会社の数値です。

利益準備金及び任意積立金

該当ありません。

(3) 損益の明細

有価証券売却損益及び評価損

(単位：百万円)

区分	年 度	1997年度			1998年度			1999年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等								0	0	
株式										
外國証券										
合計								0	0	

不動産動産等処分損益

(単位：百万円)

区分	年 度	1997年度		1998年度		1999年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
不動産							
(土地)		()	()	()	()	()	()
(建物)		()	()	()	()	()	(22)
動産							
合計							22

事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分	年 度	1997年度	1998年度(注)	1999年度
人 件 費			326	1,282
物 件 費			198	4,526
税 金・拠 出 金・負 担 金			1	55
諸 手 数 料 及 び 集 金 費				
合 計			527	5,864

(注) 1. 1998年度は準備会社の数値です。

2. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額です。

(4)リスク管理債権

破綻先債権	該当 없습니다。	3カ月以上延滞債権	該当 없습니다。
延滞債権	該当 없습니다。	貸付条件緩和債権	該当 없습니다。

(5)債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分	年 度	1999年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		
危険債権		
要管理事債権		
正常債権		380
合計		380

(注) 1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準じる債権であります。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3. 要管理債権とは、上記以外の債権のうち、3カ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金）及び条件緩和貸付金（3カ月以上延滞貸付金以外の債権であって、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金）であります。

4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない上記に掲げる債権以外の債権であります。

5. 「その他の資産」は「未収利息」であります。

(6)時価情報等

有価証券

(単位：百万円)

種類	1998年度			1999年度		
	貸借対照表計上額	時価	評価損益	貸借対照表計上額	時価	評価損益
公社債				998	998	0
株式				287	287	0
外国証券						
その他有価証券						
合計				1,285	1,285	0

(注) 1. 本記載の有価証券は、上場有価証券及び非上場有価証券のうち、時価又は時価相当額を合理的に算定できるものを対象としてあります。

2. 「種類」欄の「公社債」は、貸借対照表の「国債」「地方債」及び「社債」を指し、「その他有価証券」は「その他の証券」を指しております。

3. 時価の算定方法：非上場債券の時価又は時価相当額の算定は、証券業協会が公表する公社債店頭基準気配銘柄の利回り、残存償還期間等に基づいて算定した価格等によっております。

4. 開示の対象から除いた有価証券の貸借対照表の計上額は、次のとおりです。

	1998年度	1999年度
MMF		1,000百万円

金銭の信託	該当 없습니다。	証券取引法に規定する有価証券 店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引	該当 없습니다。
金融先物取引等	該当 없습니다。		
保険業法に規定する 金融等デリバティブ取引	該当 없습니다。		
先物外国為替取引	該当 없습니다。	証券取引法に規定する有価証券 先物取引、外国有価証券市場 における有価証券先物取引と 類似の取引	該当 없습니다。

(7)連結財務諸表

該当ありません。

5 主要な業務

(1)取扱商品

1999年10月からダイレクト販売のメリットを活かしたリスク細分型の自動車保険（普通保険約款名：総合自動車保険Type S）の販売を開始しました。

商品の特長

ダイレクト販売のメリットを活かした価格

業務の集中化などにより、お客様に納得していただける合理的な価格を実現しました。

「人」を中心に考えたリスク細分を保険料に反映

お客様の「年齢」「車の使用状況（業務用か家庭用か）」「年間走行距離」からリスクを細分し、お客様の車との付き合い方を保険料に反映させています。

充実した補償内容

万一の事故時にお客様をサポートする充実の補償を揃えています。

（以下主な補償内容です）

対人賠償保険

自動車事故により歩行者や相手の車、自分の車に搭乗していた人など、他人を死傷させてしまった場合の補償です。

（臨時費用保険金）

さらに、当社では対人事故を起こしてしまった時、被害者への当座のお見舞金などの費用として、臨時費用保険金（死亡時15万円、入院3日以上で3万円）を支払います。

自損事故保険

電柱に激突した、崖から転落したなど自賠責保険で補償されない事故で、ご契約車に搭乗していた方などが死傷された場合の補償です。

無保険車傷害保険

事故の相手が保険に入っていなかったり、相手の保険による補償が十分でなかった場合の、ご家族やご契約車に搭乗していた方の死亡・後遺障害についての補償です。

対物賠償保険

自動車事故により相手の車、自転車、電柱、家屋など、他人のものを壊してしまった場合の補償です。

搭乗者傷害保険

自動車事故により、ご契約車に搭乗していた方（運転者を含む）が死傷された場合の補償です。

（子供後遺障害特別保険金）

さらに、当社では、万一ご契約車に搭乗中の15歳以下の方が自動車事故で後遺障害を被った時、従来の後遺障害保険金にプラスして子供後遺障害特別保険金を支払います。

車両保険

ご契約車が、衝突・接触などで損傷したり、火災・盗難などにあった場合に保険金を支払います。車両保険には「一般車両保険」と「エコノミー+A車両保険」の2種類があります。

車内身の回り品特約

ご契約車の室内・トランク内に積載中、または、キャリアに取りつけられた個人所有の身の回り品に生じた損害について保険金を支払います。

人身傷害補償担保特約

自動車事故により、ご契約車に搭乗中の方やご家族の方が被るケガなどの人身損害額を過失の有無に関係なく保険金額を限度に全額補償します。

「おりても」特約

ご契約車で外出した際、ご自宅に帰ってくるまでに起こった「車外でのケガ」「車の外に持ち出したモノの損害」「車外でのトラブルに関する賠償責任」について補償します。

(2)各種サービス

one on one事故解決プログラム (事故対応サービス)

24時間365日、時を選びず発生する事故に対し、当社では、「one on one」の姿勢で、常にお客様の気持ちに立った、1日でも早い事故解決をめざし、「one on one事故解決プログラム」をご用意してお客様をサポートしています。そのためにも、お客様には「ソニー損保にすべてお任せいただくこと」をお願いしています。お客様専任担当者が豊富な専門知識と経験から最適と思われるアドバイスをさせていただきますので、どんな些細なことでもまずはご相談ください。

「one on one事故解決プログラム」の特長 24時間365日の事故受付と対応

24時間365日いつでも的確に事故受付を行うことはもちろん、事故の相手の方へのご連絡、修理工場への損害の確認、代車の手配、病院での治療費の手続きなどの初期対応をスピーディに行います。また、お客様面談や示談代行にいたるまでの事故対応サービスも平日・土日・祝日を問わずに当社損害サービススタッフが実施しています。(土日・祝日のお客様面談や示談代行サービスは2000年1月に首都圏サービスセンターで開始しました。順次他の地域にも拡大していきます)

スピーディな対応結果のフィードバック

事故連絡をお受けしたその日のうちに事故の相手の方との対応結果をお客様にご報告します。(午後8時以降の事故受付の場合は翌日になります)対応結果をお客様にスピーディにご報告することで、より一層の安心をお届けします。

何でも相談できる、1事故1担当者制

専門知識を持ったスタッフが、お客様ひとりひとりの専任担当者として責任を持って対応するとともに、担当者の顔写真付き「事故受付のご案内」を送付することで、担当者へ信頼感・親近感を持って何でもご相談いただける環境をご用意しました。

タイムリーな経過報告

事故解決の進捗状況を分かりやすくフローで解説した「中途経過のご案内」ハガキをタイムリーにお客様にお届けします。また、Eメールでの事故解決状況のご照会についても体制を整えています。

お客様面談サービス

人身事故の場合はすべての案件についてお客様と面談をさせていただき、さまざまご相談をお受けします。お客様が最も不安を感じいらっしゃる時にこそ、専門家のアドバイスは心強いものです。

情報パッケージ

面談時には事故解決に向けた対応方法や留意点、必要な情報などを、補償内容に合わせてご用意する「情報パッケージ」をご提供しています。お客様に事故解決までのステップをわかりやすく書面でご説明することで、事故後の不安の軽減に努めています。

スピーディな保険金支払い

車両・対物事故については、保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化し、ケースによっては電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディに行います。

お客様アンケートとお客様ホットライン

ご提供させていただいた当社の損害サービスについて、常にお客様のご評価とご要望、ご意見をお伺いするため、お客様アンケートを通年で実施しています。また、お客様と当社が直接つながる「お客様ホットライン」を設け、より満足度の高いサービスをご提供できるよう、努力を続けています。

全国規模のサービスネットワーク

万一事故が起きたとき、いつでも、どこにいても、安心してお任せいただけるよう、全国に広がる6ヵ所のサービスセンター拠点、および約8,000ヵ所におよぶサービスネットワークを確立し、万全の体制を整えています。

サービスセンター拠点

首都圏サービスセンター	東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
東北サービスセンター	仙台市宮城野区榴岡2-5-30 ソニー仙台第2ビル1F
東海サービスセンター	名古屋市中区栄1-14-15 RSビル8F
関西・北陸サービスセンター	大阪市西区新町1-34-15 大阪グレンチェックビル13F
中国・四国サービスセンター	広島市中区中島町2-21 ソニー広島第2ビル1F
九州サービスセンター	福岡市中央区長浜1-4-13 ソニー福岡第2ビル8F

全国サービスネットワーク

損害調査ネット	約350力所
ロードサービスネット	約7,500力所
指定修理工場(S・mile工房)ネット	約175力所
弁護士ネット	約70力所

one on oneクラブ

すべてのご契約者が自動的にメンバーになる「one on oneクラブ」では、各種充実した無料・割引サービスをご用意し、事故時だけではなく故障時もお客様をサポートします。(このサービスは当社の提携会社より提供しています)

トラブルサポート（ロードサービス）

以下のサービスを無料で提供しています。

クイックサポート

全国約7,500力所のサービス拠点からサービススタッフが、外出先だけでなく自宅駐車場でも現場に急行し、キー閉じ込みやバッテリー上がり、タイヤのパンクなど、各種トラブルに対する応急作業を行います。

レッカーサポート

事故・故障時に車が自力走行できなくなった時、電話1本でレッカー車が現場へ急行します。けん引は15キロ（継続契約者は30キロ）まで無料です。また、車両落輪時の引上げ作業も無料です。

宿泊・帰宅サポート

外出先での事故・故障時に車が自力走行不能になり帰宅の手段が無い場合でも、電話1本で宿泊施設や代替交通機関を手配し、その費用を支払います。

緊急連絡サポート

お客様からの事故のご報告をいただくだけで、救急車・修理工場への連絡・手配、（ご希望があれば）ご家族や会社への連絡などをお客様に代わって行います。

応急処置サポート

車のトラブルについて、プロフェッショナルなスタッフが電話でアドバイスします。

ドライブサポート

以下のサービスを無料あるいは割引料金で提供しています。

カーケアサポート（割引サービス）

ソニー損保指定修理工場「S・mile工房」で、事故・故障時の修理のほか、車検・点検サービスを割引価格で提供します。また、その際に、無料引取／無料納車／修理・整備期間中の無料代車の提供（時期などによりお待ちいただくこともあります）／優先修理着工／修理個所ワンオーナー保証などのサービスを併せて提供します。

ナビゲーションサポート（無料サービス）

ナビゲーションシステムにより渋滞情報などを電話でご案内します。また、電話1本でご希望の道路地図をFAXします。

チャイルドシートレンタルサポート（割引サービス）

チャイルドシートを割引料金でレンタルします。（提携会社のレンタル価格からの割引サービス）

グッドライフサポート

以下の相談サービスを無料で提供しています。

健康・医療相談サポート

健康に関する悩みについてのアドバイスや救急病院のご案内等、24時間365日経験豊富な医療スタッフがお電話で対応します。

弁護士法律相談サポート

法律に関するご相談（30分程度）に弁護士がお電話でお答えします。（予約制）（祝日を除く月～金、10:00～17:00）

(3) 保険のしくみ

損害保険のしくみ

損害保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するための制度で、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができるという、相互扶助の精神に支えられている仕組みです。 「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を得るものと言えます。

個人・企業はわずかな負担をすることにより、いざという時の大きな安心（補償）を得ることができます。

損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です（商法629条）。従って、有償・双務契約であり、保険契約者と保険会社の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。ただし、通常、保険会社は契約引受けの正確を期すために、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用し、契約締結の証として、保険証券を保険契約者に対して発行します。

再保険について

再保険とは、保険会社が引き受けたその負担能力を超える部分を他の保険会社（国内外の再保険会社）に引き受けてもらうことにより、危険の平均化・分散化を図ることをいいます。

再保険を利用することにより、一保険会社で全額を負担することができない可能性のある、大火、台風などの広域大災害（自然災害）リスクの軽減が図られ、保険会社の経営の安定化につながります。

(4) 約款について

保険約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。

保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特別約款および特約条項により構成されるのが一般的です。

保険約款では主に以下の内容が規定されています。

どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか

どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか

お支払いする保険金の内容および保険金額

ご契約に際して保険会社に正しくお申し出いただく重要な事項（告知義務）

ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じれば保険会社にその事実を連絡しなければならないか（通知義務）

どのような場合に保険契約が無効または失効となるか

どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

ご契約時の留意点

保険契約は、保険会社とご契約者との約束ごとですから、ご契約にあたっては、普通保険約款・特別約款・特約条項の内容、および保険契約の申込書の記載内容を十分確認したうえでご契約いただくことが必要です。特に、以下の点にご注意ください。

ご契約内容を十分にご確認ください

保険申込書は正しくご記入ください

適切な保険金額でご契約ください

約款に関する情報提供方法

ご契約にあたってよく理解していただく必要のある事項については、「商品紹介パンフレットおよび重要事項説明書」「サービスガイド」などを用意し、約款の内容の概略をご紹介しています。ご契約時には、これらのパンフレットおよび普通保険約款・特約条項を必ずご確認ください。

(5) 保険料について

保険料の支払い・返還

保険料（分割のときは初回保険料）は、ご契約と同時に支払いください。保険のお申込みをいただき保険期間が始まっても、保険料の払込みをいただく前に生じた事故については、原則として保険金はお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においては、2回目以降の保険料が定められた時期までに払込みいただけない場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還

保険料率

を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を約款の規定に従いお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、約款などをご確認ください。

保険料は通常、保険金額に保険料率を乗じて算出されます。保険料率には「業法認可料率」と「算定会料率」の2種類がありましたが、1998年7月1日より算定会料率の遵守義務はなくなり、業法認可料率（保険会社独自で算出し、金融庁長官の認可等を受けて使用するもの）のみとなりました。

(6) 契約者配当について

当社では積立型保険（貯蓄型保険）は取り扱っておりません。

(7) 保険金の支払い

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化し、また、車両・対物事故などの一定事案についてはケースにより電話確認示談も活用して、保険金のお支払いをスピーディに行います。

保険金をお支払いするまでの流れ

保険金をお支払いするまでの流れは概ね以下のとおりです。

万一自動車事故が起きた場合は、負傷者の救護・損害の拡大防止等の緊急措置を必ず行ってください。

1. お客様からの事故発生のご連絡

緊急措置をお取りになったら、ソニー損保事故受付サービスセンターへご連絡いただき、事故発生状況、損害（発生）状況などをお伝えください。レッカー移動や、帰宅手段・宿泊施設の手配、病院への治療費支払手続きなどを行い、さらに初期対応時の注意点や事故解決および保険金お支払いまでの流れをご説明します。

2. お客様専任担当者の決定

お客様専任の担当者を決定して担当者よりお打合せのご連絡をし、相手がある事故の場合はその後直ちに相手方にご連絡し、その結果を当日中にお客様にご報告します。（お客様には、担当者の顔写真付「事故受付のご案内」ハガキをお送りします）

3. 事故発生状況・損害状況の確認、示談、保険金の算出、相手方の症状経過などのご報告

事故発生状況を調査し、損害額の確認やお客様、相手方、関係者（修理工場など）との打合せを行ったうえで、お支払いする保険金の額を算出します。なお、人身事故の場合は原則としてすべての事故についてお客様と面談の上打合せさせていただきます。（人身事故以外の事故の場合でも必要に応じてお客様と面談させていただきます）また、相手方の症状や交渉内容等の経過につきましては、「中途経過のご案内」ハガキをお送りするなどしてタイムリーにご報告します。

4. 保険金請求書類の作成

保険金の額が決定されると、お支払い手続に必要となる請求書類などをご記入・ご提出いただきます。所定の書類を受領次第、当社より保険金をお支払いします。ただし、電話確認示談の場合は、保険金請求書類の作成は省略して保険金をお支払いします。（事故解決後、「事故解決のご案内」と「お客様アンケート」ハガキをお送りします）

・自賠責保険の一括払い制度

対人事故および人傷事故の保険金をお支払いできる場合で、被保険者の方からこの保険の保険金と自賠責保険金を同時にご請求いただいた場合、当社が一括してお支払いいたします。

・保険金の内払制度

対人事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも被保険者の方が負担すべき被害者の方の治療費・看護料および休業損害（自賠責保険で支払済の額を除く）について内払金をお支払いします。

保険金支払いに関する制度

保険金支払い後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額は減額されず満期まで有効です。（ただし、「おりても」特約の「車外身の回り品特約」については保険期間を通じ、ご契約金額が限度となります）

(8) 契約締結のしくみ

保険の募集について

当社はダイレクト保険会社であるため、主にマスメディア広告等で保険商品のご案内をしています。当社商品にご興味をお持ちいただいたお客様には、電話・インターネットでコンタクトしていただき、直接お問合せやお見積りあるいはお申込みを受け付けます。

保険にご加入いただくために

保険に加入する場合は、当社カスタマーセンターのスタッフから保険商品の内容説明を十分に受けるか、あるいはウェブサイト上の説明を十分にご理解いただいたうえで申込手続きを行って保険料をお支払いください。これで契約手続きは完了しますが、後日、保険証券が届きましたら、契約内容をご確認ください。

なお、当社では保険にご加入いただくためのお見積り・お申込み方法として、次の4つをご用意しています。

1. 電話

当社カスタマーセンター（0120-101-869）に直接お電話ください。

その場で保険料を算出し、2～3日程度で、商品パンフレットと見積書・申込書をお送りします。

見積内容に納得いただけましたら申込書に記入捺印の上当社に返送し、保険料をお支払いください。

2. ウェブサイト

お好きな時に当社ウェブサイト（<http://www.sonysonpo.co.jp>）にアクセスしてください。

ウェブサイト上で見積りからお申込み契約まで完了します。（なお、保険料支払い方法は、ウェブサイト上のクレジットカード決済、銀行振込、コンビニエンスストアでのお支払いがあります）

3. FAX

商品パンフレットに添付されている見積依頼書を当社にFAX（0120-101-587）してください。

当社に書類到着後4～5日程度で、商品パンフレットと見積書・申込書をお送りします。

見積内容に納得いただけましたら申込書に記入捺印の上当社に返送し、保険料をお支払いください。

4. 郵送

商品パンフレットに添付されている見積依頼書を当社に郵送してください。

当社に書類到着後4～5日程度で、商品パンフレットと見積書・申込書をお送りします。

見積内容に納得いただけましたら申込書に記入捺印の上当社に返送し、保険料をお支払いください。

クーリングオフ制度について

当社では、自動車保険に安心してご加入いただけますよう、ご契約のお申込み後であってもご契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けてあります。お客様が保険証券をお受取りになった日から8日以内であれば違約金などを負担することなく申込みの撤回または解除を行うことができます。

価格変動準備金

保険会社が保有する株式、債券等の資産について、その価格変動による損失に備えることを目的とした準備金です。資産の一定割合を決算期末に積み立て、株式等の売買等による損失が利益を超える場合その差額を取り崩します。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突然に発生する予知されない出来事であり、傷害保険においては傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）の積立保険料を満期時まで運用し、保険会社が予定利率を上回る運用益をあげた場合に、満期返戻金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めてからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡って契約を消滅させるのではなく、将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。その代表的なものとして告知義務違反による解除があります。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故によって保険の目的（対象）が消失した場合は保険契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について事実を偽って申し出でなければならないという義務をいいます。

再調達価額

保険の対象である物と同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。この再調達価額から経過年数や使用损耗による減価を差し引いた額が時価（額）になります。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、自社の引き受けた保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に付保するときには支払う保険料のことをいいます。引き受けた保険会社からは受再保険料といいます。

時価（額）

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称しています。

質権設定

火災保険などで、保険契約をした物件が罹災したときの保険金請求権を被保険者が他人に質入れすることをいいます。

自動車保険料率算定会

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、昭和39年に設立された特殊法人で、自動車保険の参考純率および自動車損害賠償責任保険に関する基準料率の算出ならびに自動車損害賠償責任保険の損害調査業務を主要な業務としています。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

正味収入保険料

契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）から再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除した保険料をいいます。

責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の債務のためにその分の保険期間に応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」と、積立保険において、満期返戻金、契約者配当金の支払いに備えるための「払戻積立金」「契約者配当準備金」および、異常な大災害に備えるための「異常危険準備金」などの種類があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいう）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険料控除制度

火災保険や傷害保険、医療費用保険等を契約して保険料を支払うと、所得税法および地方税法上、その支払い保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の課税所得から差し引かれる制度をいいます。

損害保険料率算定会

「損害保険料率算出団体に関する法律」により、昭和23年に特殊法人として設立された料率算出団体で、火災保険・地震保険・傷害保険等に関する参考純率の算出等を主要な業務としています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やすれば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

超過保険・一部保険

保険金額が保険の対象の物の実際の価額を超える保険を超過保険といいます。また、実際の価額よりも保険金額が少ない保険を一部保険といい、この場合には、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価(額)を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、契約者が保険会社に連絡する義務をいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)および財形傷害保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みをいいます。

積立保険

火災保険や傷害保険などの補償機能に加え、満期時には満期返戻金を支払うという貯蓄機能もあわせ持った長期の保険で、補償内容や貯蓄機能の多様化により、各種の商品があります。

被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

比例てん補

損害が発生した時、保険金額(ご契約金額)が保険価額(保険の対象とした物の実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いすることをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務づけられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)などがあります。

保険価額

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めことが多いです。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

保険金額

契約金額、すなわち、保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものといいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などあります。

保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約条項）とがあります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が支払う金銭のことです。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

マリン・ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険が含まれます。ノンマリンはマリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険などが含まれます。

満期返戻金

積立保険（貯蓄型保険）または月掛けの保険で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことです。その金額は契約時に定められています。なお、保険の種類等により満期戻し金または満期払戻金ともいわれます。

免責

保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事がらが生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震、噴火、津波等による事故などです。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。

保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

元受保険料

元受保険契約に基づいて保険会社が領収する保険料をいいます。

ソニー損保の自動車保険のお見積り、資料請求、各種お問合せは
以下のフリーダイヤルで受け付けています。

カスタマーセンター  0120-101-869

ソニー損保のウェブサイトでは、保険料見積りから
お申込みまでできます。

ホームページ <http://www.sonysonpo.co.jp>

ソニー損保 アニュアルレポート 2000 / 資料編
2000年8月発行

ソニー損害保険株式会社 経営企画部
〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F



Sony Assurance

ソニー損害保険株式会社